

○富山市稲代住宅条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第237号

改正 平成20年3月31日富山市規則第44号

平成21年3月31日富山市規則第39号

平成25年3月29日富山市規則第38号

平成28年3月31日富山市規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市稲代住宅条例（平成17年富山市条例第248号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(障害者)

第3条 条例第6条第1号に規定する身体に障害を有する者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者とする。

(入居者の収入基準)

第4条 条例第6条第3号に規定する収入の基準は、月額104,000円以下とする。

(住宅等)

第4条の2 条例第6条第6号に規定する住宅等は、次に掲げるものとする。

- (1) 富山市営住宅条例（平成17年富山市条例第244号）第2条第1号に規定する市営住宅
- (2) 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例（平成17年富山市条例第245号）第2条第1号又は第2号に規定する賃貸住宅又は賃貸店舗

(3) 富山市特定公共賃貸住宅条例（平成17年富山市条例第246号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅

(4) 富山市地域特別賃貸住宅条例（平成17年富山市条例第247号）第2条第1号に規定する地域特別住宅

（入居の申込み等）

第5条 条例第7条第1項の規定による入居の申込みは、富山市稲代住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

(1) 申込みをする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）の収入を証する書類

(2) 扶養親族を確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（入居補欠者数）

第6条 条例第9条第1項に規定する入居補欠者の数は、入居予定者数の3割以内とする。

（連帯保証人）

第7条 条例第10条第1項第1号に規定する収入は、入居決定者の家賃の5倍以上の収入とする。

（請書）

第8条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、富山市稲代住宅使用請書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の請書には、前条の要件を満たす連帯保証人1人以上の印鑑登録証明書及び収入を証する書類を添えなければならない。

（連帯保証人の変更又は追加の申請）

第9条 前条第2項の連帯保証人を変更又は追加しようとするときは、富山市稲代住宅連帯保証人変更・追加申請書（様式第3号）に富山市稲代住宅使用請書（様式第2号）及び同項に規定する書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

(入居手続の延期の申請)

第10条 条例第10条第2項の規定により入居の手続を延期しようとする者は、住宅の入居の決定のあった日から10日以内に富山市稲代住宅入居手続延期申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(同居の承認の申請)

第11条 条例第11条の規定による承認を受けようとする者は、富山市稲代住宅同居承認申請書(様式第5号)に同居しようとする者の収入を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(入居の承継の申請)

第12条 条例第12条の規定による承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実の発生した日から30日以内に富山市稲代住宅入居承継申請書(様式第6号)に富山市稲代住宅使用請書(様式第2号)及び当該承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(同居親族の異動の届出)

第13条 出生、死亡又は転出により同居する親族に異動が生じたときは、入居者は、速やかに、その旨を富山市稲代住宅同居親族異動届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(家賃及び敷金の減免又は徴収猶予の申請)

第14条 条例第14条に規定する家賃の減免若しくは徴収猶予又は条例第17条第2項に規定する敷金の減免若しくは徴収猶予を受けようとする者は、富山市稲代住宅家賃・敷金減免等申請書(様式第8号)に減免又は徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(損傷又は破損の届出)

第15条 住宅及び共同施設に損傷又は破損が生じた場合において、当

該損傷又は破損の修繕に要する費用が条例第19条第1項の規定により市の負担となるものと認められるときは、入居者は、速やかに、当該損傷又は破損を住宅管理人を経由して市長に届け出なければならない。

(不在の届出)

第16条 条例第23条の規定による届出は、富山市稲代住宅不在届(様式第9号)を住宅を使用しなくなる前日までに市長に提出して行わなければならない。

(用途一部変更の承認の申請)

第17条 条例第25条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、富山市稲代住宅用途一部変更承認申請書(様式第10号)に用途を変更しようとする部分の設計図を添えて、市長に提出しなければならない。

(模様替え又は増築の承認の申請)

第18条 条例第26条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、富山市稲代住宅模様替え・増築承認申請書(様式第11号)に該当する部分の平面図及び配置図を添えて、市長に提出しなければならない。

(明渡しの届出)

第19条 条例第27条第1項の規定により住宅を明け渡そうとする者は、富山市稲代住宅明渡届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(住宅監理員)

第20条 条例第29条に規定する住宅監理員は、土木事務所建設課長をもって充てるものとする。

(住宅検査員証)

第21条 条例第30条第3項に規定する身分を示す証票は、富山市稲代住宅検査員証(様式第13号)による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大沢野町営アパート条例（平成元年大沢野町条例第29号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日富山市規則第44号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日富山市規則第39号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富山市稲代住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に入居の申込みをした者について適用し、同日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日富山市規則第38号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、様式第1号の改正規定、様式第2号の改正規定、様式第3号及び様式第4号の改正規定、様式第5号の改正規定、様式第6号から様式第9号までの改正規定、様式第10号の改正規定並びに様式第11号及び様式第12号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日富山市規則第48号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

富山市稲代住宅入居申込書

年 月 日

(宛先)富山市長

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

次のとおり入居を申し込みます。

希 望 す る 住 宅	収 入 区 分		住 宅 区 分			
稲 代 住 宅	原則	裁量(老人・身障・その他)	一般	身障	改良	シルバー

入 居 予 定 者			
フリガナ	続 柄	生 年 月 日	住 所
氏名	本人	年 月 日	〒 電 話
		障 害(有・無)	
勤 務 先	勤 務 先 住 所		就 労 年 月 日
			年 月 日
フリガナ	続 柄	生 年 月 日	住 所
氏名		年 月 日	〒 電 話
		障 害(有・無)	
勤 務 先	勤 務 先 住 所		就 労 年 月 日
			年 月 日
フリガナ	続 柄	生 年 月 日	住 所
氏名		年 月 日	〒 電 話
		障 害(有・無)	
勤 務 先	勤 務 先 住 所		就 労 年 月 日
			年 月 日

添付書類

- 1 申込みをする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族の収入を証する書類
- 2 扶養親族を確認できる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第8条、第9条、第12条関係)

富山市稲代住宅使用請書

年 月 日

(宛先)富山市長

入居者	住所	
	氏名	Ⓜ
連帯保証人	住所	
	氏名	Ⓜ
	電話	()
	勤務先	
連帯保証人	住所	
	氏名	Ⓜ
	電話	()
	勤務先	

入居者との続柄

入居者との続柄

次の住宅の使用については、富山市稲代住宅条例及び富山市稲代住宅条例施行規則に規定する事項を堅く守ります。

また、連帯保証人は、家賃その他の入居者の一切の債務について連帯の責めを負います。

住宅名	富山市稲代住宅	号棟	号室
所在地			
家賃	月 額		円
共益費	月 額		円
敷金	円		
入居指定日	年	月	日

添付書類 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)及び収入を証する書類

様式第3号(第9条関係)

富山市稲代住宅連帯保証人変更・追加申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住宅の名称	富山市稲代住宅	号棟	号室
入居者		Ⓜ	電話 ー

連帯保証人の変更・追加の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 変更・追加の理由

2 変更前の連帯保証人

(1) 住 所

(2) 氏 名

3 変更後又は追加する連帯保証人

連帯保証人として入居者 (富山市稲代住宅 号棟 号室)の入居に関する責務については、入居者と連帯して責めを負います。

現 住 所	
氏 名	Ⓜ
生 年 月 日	年 月 日
職業及び勤務先	
入居者との関係	電話 ()

添付書類

1 富山市稲代住宅使用請書

2 その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第10条関係)

富山市稲代住宅入居手続延期申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

住 宅 名	富山市稲代住宅 号棟 号室
所 在 地	
入居指定日	年 月 日

上記の住宅の入居手続の延期を申請します。

記

1 入居手続の延期の理由

2 入居予定日

様式第5号(第11条関係)

富山市稲代住宅同居承認申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住宅の名称	富山市稲代住宅	号棟	号室
入居者		電話	()

上記住宅に次の者を同居させたいので、申請します。なお、富山市稲代住宅条例、富山市稲代住宅条例施行規則及びこれらに基づく指示・命令を堅く守り、住宅を返還する場合は、同居者も同時に退去させることを誓約します。

現入居者世帯人員	人	同居人員	人	計	人
同居しようとする者					
氏名	続柄	生年月日	勤務先(勤務先住所)		
			電話 ()		
			電話 ()		
			電話 ()		
同居する理由 (具体的に)					

添付書類 同居しようとする者の収入を証する書類

様式第6号(第12条関係)

富山市稲代住宅入居承継申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

使用者の氏名 (変更前) 印

申請者

使用者の氏名 (変更後) 印

入居の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 住宅

住 宅 名	富山市稲代住宅	号棟	号室
-------	---------	----	----

2 変更の理由

--

3 変更後の使用者

氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤務先の名称(年収)
	本人	年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)

添付書類

- 1 富山市稲代住宅使用請書
- 2 承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類
- 3 富山市稲代住宅同居親族異動届
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第13条関係)

富山市稲代住宅同居親族異動届

年 月 日

(宛先)富山市長

富山市稲代住宅 号棟 号室
住宅使用者の氏名

入居家族に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異動者の氏名	使用者との続柄	異動年月日	異動の事由	転出先の住所 (転出の場合のみ)
			出生 死亡 転出	
			出生 死亡 転出	
			出生 死亡 転出	
			出生 死亡 転出	

事務処理欄

様式第8号(第14条関係)

富山市稲代住宅家賃・敷金減免等申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所 富山市

申請者 富山市稲代住宅 号棟 号室

氏 名 ㊟

家賃・敷金の(減免・徴収猶予)を受けたいので、次のとおり申請します。

1 家賃・敷金

家賃	月 額	円
	減免申請額	円
	徴収猶予申請額	円
敷金	金 額	円
	減免申請額	円
	徴収猶予申請額	円
減免又は徴収猶予申請期間		年 月分から 年 月分まで
減免又は徴収猶予を必要とする理由		

2 世帯の状況

氏名	続柄	年齢	職業	月収
	本人			千円
				千円
				千円
				千円
				千円

添付書類 減免又は徴収猶予を必要とする理由を証する書類

様式第9号(第16条関係)

富山市稲代住宅不在届

年 月 日

(宛先)富山市長

富山市稲代住宅 号棟 号室
届出者 氏 名

住宅を15日以上空家にしますので、次のとおり届け出ます。

空家にする期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで		
空家にする理由			
連絡先	住所		
	勤務先	電話	()

様式第10号(第17条関係)

富山市稲代住宅用途一部変更承認申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

申請者 富山市稲代住宅 号棟 号室
氏 名 (印)
電 話 ()

住宅の用途の一部変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。なお、用途の一部を変更するに当たっては、富山市稲代住宅条例、富山市稲代住宅条例施行規則及びこれらに基づく指示・命令を堅く守り、近隣の居住者に迷惑を及ぼさないよう誓約します。

住 宅	富山市稲代住宅 構造	号棟 面積	号室 m ²
用 途	変更前		
	変更後		
用途変更の期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		
用途変更の理由			

添付書類 用途を変更しようとする部分の設計図

様式第11号(第18条関係)

富山市稲代住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

申請者 富山市稲代住宅 号棟 号室
氏 名 (印)
電 話 ()

住宅の模様替え・増築の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

模様替え・増築 の用途等	用途	
	面積	m ²
	構造	
	施工者名	
工事の施工期間		
模様替え・増築の理由		

添付書類 該当する部分の平面図及び配置図

様式第12号(第19条関係)

富山市稲代住宅明渡届

年 月 日

(宛先)富山市長

届出者 富山市稲代住宅 号棟 号室
氏 名

住宅を明け渡しますので、次のとおり届け出ます。

明渡しの日	年 月 日		
明渡しの理由	1 住宅新築等 4 住替え 6 親族と同居	2 民間借家 5 移転(建替・住戸改良) 7 死亡	3 公営住宅 8 その他()
転居先の住所	電話 ()		
勤務先又は 連絡先	電話 ()		
家賃滞納	有 無	有 ・ 無	
	有の場合の措置状況		
増築物等	有 無	有 ・ 無	
	有の場合の措置状況		
住宅の 損 傷	有 無	有 ・ 無	
	有の場合の措置状況		

様式第13号(第21条関係)

(表)

第	号	年	月	日交付
富山市稲代住宅検査員証				
所	属			
氏	名			
この証票は、富山市稲代住宅条例第30条第3項の規定に基づく身分を示すものです。				
富山市長				印

8cm

6cm

(裏)

この証票を携帯する者は、富山市稲代住宅条例により、次の職権を行うものです。

富山市稲代住宅条例(抜粋)

第27条 入居者は、住宅を明け渡そうとするときは、(中略)住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

第30条 市長は、(中略)住宅監理員又は市長の指定した者に住宅の検査をさせ(中略)ることができる。